

平成29年3月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 平成29年3月10日（金）午後3時04分から午後4時42分まで

2 開催場所 大山町役場大山支所

3 出席委員 (26人)

会長 29番 中川 幸應

委員 1番 尾崎 幹男 15番 高虫 秀樹

2番 村上 茂夫 16番 馬田 雄一郎

3番 川上 英章 17番 田中 祥二

4番 入江 英之 18番 尾古 礼隆

5番 岡田 幸正 19番 片山 良孝

7番 前田 繁昌 20番 高見 昌治

8番 岩波 宏承 21番 岸本 耕二

9番 枝谷 凱之 23番 黒見 憲治

10番 片桐 研二 25番 遠藤 幸子

11番 原 祥二郎 26番 吹野 正幸

12番 伊澤 卓司 27番 森田 信也

13番 徳永 健 28番 遠藤 光則

14番 大原 広巳

4 欠席委員 (3人) (6番 田中 喬、22番 饒津 文彦、24番 米澤 誠一)

5 遅刻委員 (1人) (7番 前田 繁昌)

6 早退委員 (1人) (17番 田中 祥二)

7 議事録署名委員の決定 (11番 原 祥二郎、12番 伊澤 卓司)

8 会務報告 (別紙)

9 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 平成29年農作業標準労働賃金の協定について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

10 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) 農地法施行規則第32条第1項の届出について

(3) その他

11 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 農地の課税軽減措置について
- (3) 非農地通知について
- (4) 農業委員、農地利用最適化推進委員の公募について
- (5) その他

12 農業委員会事務局職員

事務局 長	田 中 延 明
主 任	山 根 圭
事務補助員	山根江利子

13 会議の概要

事務局 そういたしますと、議長さんのご挨拶で始めて行きます。

議長 こんにちは。本日は大変寒い中を、3月の大山町定例農業委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございました。先月の2月21日の火曜日には鳥取県農業会議の第11回の常設審議委員会の開催が湯梨浜町の国民宿舎水明荘の大会議室にて開催されました。その審議委員会の審議事項としては、農地法第4条の規定に基づく意見聴取事案について、続いて農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について、を審議して全て承認となりました。続いて、協議報告事項としては、市町村農業委員会の新たな体制への取組み状況について等の協議報告事項があり、閉会となりました。以上、鳥取県農業会議の第11回の常設審議委員会の会議の報告を終わります。

つきましては本日の定例会がスムーズに進行いたしますよう、委員全員の皆様の協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 続きまして本日の出席人数でございますが、6番委員さんが欠席でございます。22番委員さん、欠席でございます。24番委員さんも欠席でございます。3名の方が欠席ございまして、7番委員さんはちょっと15分程遅れるということで、29名中4名の欠席ということで25名の出席でございます。従いまして、大山町農業委員会会議規則第2章第5条によって、委員の過半数の出席にて本日の定例会の会議が成立したことを、ここに宣言をいたします。

次に議事録署名委員の決定でございますが、11番委員さん、よろしくお願いをいたします。それから12番さん、よろしくお願いをいたします。

議長 続きまして会務報告に入らせていただきます。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 【会務報告】

- (2月 6日) ・赤松地区遊休農地活用説明会について。
- (2月 8日) ・親元就農促進支援交付金事業研修計画審査会(第5回)について。
- (2月10日) ・2月委員会案件現地調査について。
 ・2月定例農業委員会について。
- (2月13日) ・鳥取県農業会議常設審議委員会現地確認について。
- (2月15日) ・名和地区若手農業者の集いについて。
 ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
- (2月16日～18日) ・農業委員視察研修について。
- (2月21日) ・第11回鳥取県農業会議常設審議委員会について。
 ・第6回農地中間管理事業推進チーム会議について。

- (2月23日) ・鳥取県農業委員特別研修大会について。
- (2月27日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
・農地白書作成説明会について。
- (2月28日) ・利用意向調査に係る機構貸借農地対応方針協議について。
- (3月 1日) ・人・農地プラン検討会について。
・農政部会について。

今後の予定につきましては、ご覧いただきたいと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。会務報告が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので、次に進めさせていただきます。

(7番委員、15時18分着席)

議長

議事日程に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局

はい、失礼します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号21番、〇〇〇〇〇△△△、譲渡人、〇〇県〇〇市〇〇〇△△△番地△〇〇〇〇〇△△△号、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△番地、◇◇◇さん、こちらは売買で10a当たり※※万円と伺っております。番号22番、〇〇〇△△△外1筆、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、こちらは贈与と伺っております。番号23番、〇〇〇〇△△△△-△外2筆、譲渡人、〇〇府〇〇市〇〇区〇〇〇〇△丁目△番△-△△△号、□□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地、□□□□さん、こちらは売買で10a当たり※※万円と伺っております。番号24番、〇〇〇〇〇△△△△、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地△、◇◇◇◇◇さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地、◇◇◇◇◇さん、こちらは売買で全体で※万円と伺っております。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思います。番号21番と22番、24番について、20番委員さん、よろしくお願いします。

20番委員

失礼します。昼まで3人で回るっていうふうなことでしたが、25番さんの方がちょっと私用で欠席ということでありましたが、8番さんと2人で回らせていただきました。

21番、22番、それから24番につきましては農地から農地というふうなことで、耕作もちゃんとしてありますし、問題無いというふうに見て帰りました。

た。皆さんの審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして番号23番について、8番委員さん、よろしくお願いします。

8番委員 8番です。番号23番について、現地確認の報告をいたします。3筆共、きれいに耕作してありまして問題は無いと思いますので、よろしく審議の程お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の状況の説明を終わりました。ここで何か皆さんの方で質問等がございますでしょうか。(沈黙)ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 はい、失礼します。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号2番、〇〇〇〇〇〇△△△-△、譲渡人、〇〇町〇〇△△番地△、■■■さん、譲受人、〇〇町〇〇△△番地△、◆◆◆さん、こちら転用目的は一般住宅となっております。こちら備考欄のほうに書くのをちょっと漏らしておりましたけれども、番号2番、3番、4番はいずれも11月の定例会で農業振興地域整備計画の変更を審議していただきましたけれども、それに入っておったところでありまして、農用地区域からの除外見込みの案件となります。農林水産課が県と事前協議を行いまして、2月1日付で県からその事前協議の同意する旨の回答があったところです。回答の写しは次のページのほうに付けております。この回答によりまして、農用地区域からの除外見込みとして審議進達ができるようになったということで、今回、申請が出て来たものです。そのため、今回の5条申請全てですけれども、これは農用地区域からの除外見込みとしての審議をお願いいたします。この番号2番につきましては、農地区分は300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地ですので第3種農地に該当いたします。番号3番、〇〇〇〇△△△-△、△△△-△につきましては譲渡人が〇〇町〇〇△△△番地△、■■■さん、〇〇〇-△につきましては、譲渡人が〇〇町〇〇△△△番地△、■■■さん、譲受人は〇〇町〇〇△△△番地△、◆◆◆さん、こちら転用目的は一般住宅となっております。農地の区分は概ね500m以内に駅・市町村役場がある農地ですので第2種農地に該当いたします。許可根拠は集落接続となります。今回、この転用計画につきましてはですけれども、皆さんご存知のように一般住宅は転用面積の上限が500㎡とされています。ただし、事業計画上500㎡以上必要と認めら

れる場合や農地が法面等を含んでおり、建築有効面積が500㎡を越えない場合などは例外的に500㎡を越えても良い事とされております。今回の申請は、3筆合わせて545.11㎡となります。ただし、今回の申請地の北側に水田の法面を含んでおりますし、建物の建築部分がその法面から十分な距離が取ってあるということで、500㎡を越えた申請となっているということで伺っております。番号4番、〇〇〇〇△△△△ー△につきましては、譲渡人が〇〇県〇〇市〇〇△△△番地△、■●●●さん、〇〇〇〇△△△△ー△、△△△△ー△、△△△△ー△につきましては、譲渡人が〇〇町〇〇△△△番地、■●●●さん、譲受人は〇〇都〇〇区〇〇△丁目△△番△号、株式会社◆◆◆◆さん、こちら転用目的は◆◆◆◆の店舗となっております。農地区分ですけども、こちら300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地ですので第3種農地に該当いたします。次のページから位置図等を付けております。その中で一つ間違っておりましたので修正をお願いします。8ページに番号3番の位置図を付けておりますけども、ちょっとマルの位置がずれておりました。JR山陰線があつて上野部落がありますけども、▲▲▲▲さん、△△△ー△番地の家の裏側が今回の転用申請地ですんで、ちょっとマルが上のほうに付いておりますけども、ちょっと下の農地が今回転用申請が出された農地でございます。修正をお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思います。2番から4番について8番委員さん、よろしくお願いします。

8番委員 8番です。現地確認の報告をいたします。2番につきましては、畑となっておりますが、付近に住宅がたくさんあつて問題無いと思います。それから3番ですけども、これも隣が住宅になっており、付近もだいたい住宅が建っておりますので問題無いと思います。それから4番の〇〇ですけども、これも隣の土地が住宅が建っており問題無いと思いますので審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。現地確認の状況の説明が終わりました。ここで何か皆さんの方で質問等がございますでしょうか。(沈黙)ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第3号、非農地証明願いについて、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 はい、12ページ目になります。

議案第3号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めます。

番号4番、〇〇〇〇〇〇△△△-△、申請人、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇△△△番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇△△△号、◎◎◎◎相続人代表、●●●●さん、こちら事由といたしましては、20年以上前から庭及び駐車場として利用しているということになります。こちら、申請人が相続人代表ということであります。所有者さんがお亡くなりの場合は、こういった形で相続人代表としての申請が可能です。これは相続されていなくても、相続人のどなたか1人でも良いので申請出来ると。地目変更につきましては、事実の一つ。現地の地目というのは誰が見ても同じということになりますので、相続人さんのどなたかで申請が可能ということになります。次のページに位置図を付けておりますのでご覧下さい。以上です。

議長 はい。ここで、現地確認の状況の説明をお願いしたいと思います。番号4番について、8番委員さん、よろしくお願いします。

8番委員 8番です。現地確認の報告をさせていただきます。この土地は●●さんの住宅のすぐ隣の土地で、この事由にも書いてありますが、20年以上前から庭及びほとんど駐車場ですけども、利用しておられるところで問題無いではないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の状況が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。

議案第3号、非農地証明願いについて、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第4号、平成29年農作業標準労働賃金の協定について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 21番さん。

議長 農作業標準労働賃金の協定については、農政部長さんのお世話になって、この間会合をいたしましたので、21番さんの概要説明をちょっとお願いできますか。すみません。

21番委員 はい。21番です。この間、農政部会を開きまして、平成29年農作業標準労働賃金の協定ということで、農政部員13人で協議いたしました。これまでとはちょっとは変わっておりますが、一つはフレールモアという近頃よく使われる機械のことを入れたり、後、少々変わった所がございますが、皆さんで慎重審議した結果でございます。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたしますと思います。詳細は事務局の方からしていただきます。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 失礼いたします。この度の協定表の変更点についてご説明をいたします。

まず、耕運機・トラクターの欄ですが、荒起から始まりまして、今までは、

こなし・代かき同時という欄までしかありませんでした。その下に、今回新たにフレールモア、これは草刈りということですが、圃場内の草刈りをするという作業が近年相当増えてきているということで、この協定表に載せるべきではないかということで審議されまして、フレールモア、10a当たり6,000円というものを新たに設定をしてはどうかという案でございます。それからその次、下がりましてあぜ塗りの欄でございます。あぜ塗り1m当たり、これは今年度までは100円で行っていました。近隣市町村と比較いたしまして、少し高いというような協議がなされまして、100円から70円に減額をするというような案でございます。摘要欄が28年までは空欄で行っていました。摘要欄に第1項を加えまして、農地の状況により適宜加算と。減額をいたしますが、農地の状況によっては加算可能なような内容にしてはどうかという案でございます。それからもう二段程下がりまして、追肥の欄でございます。追肥10a当たり1,500円と。これは28年が800円で行っていました。これも近隣市町村と比較いたしまして少し低すぎるというところから1,500円に改定してはどうかというような案でございます。今回の改定部分は今申し上げたフレールモアを追加することと、あぜ塗りの単価を減額する、それから追肥を増額するという3点ということになります。以上です。

議長

はい。それぞれ説明をいただきました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので採決のほうに入らせていただきます。

議案第4号、平成29年農作業標準労働賃金の協定について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長

続きまして議案第5号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局

はい、失礼します。15ページ目になります。

議案第5号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について。このことについて、農業委員会の適正な事務実施について2(1)アの定めにより審議を求めます。

こちら別段の面積につきましては、設定または修正の必要性を毎年検討することとなっております。先月の定例会で事務局のほうで案を作成するということでありました。それで本日議案として出しております。次のページに各地区の農家世帯毎の経営耕地面積をまとめた表を付けております。表の見方についてですが、一番上の欄に、区域、御来屋とありますが、こちらは2段目以降の御来屋東区・1区・2区など集落がありますけれども、これを合計した数字になっております。また、世帯の経営耕地面積の分布をパーセンテージで表示しております。この表の目的ですけれども、別段の面積を設定する

には農地法施行規則第17条に要件が定めてあります。その要件とは設定する区域内において定めようとする面積未満の農地を耕作する世帯数が、その区域の概ね4割を超える必要があるとされております。このことを確認するために表に割合を示しております。集計された結果を見ますと、前年、前々年から殆ど変化が無い状態になっております。また、農地の集約化を進める観点からも別段の面積を新たに設定するということは逆行するような考え方となりますので、前年同様15ページの表のとおり前年と全く変わっておりません。別段の面積の設定を審議いただければと思います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので採決のほうに入らせていただきます。

議案第5号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

議長

続きまして議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局

はい、19ページ目になります。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を採決いたします。176番から181番、241番、182番を除いたもので採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

続きまして15番さんの関係を。

(15番委員、退室)

続きまして番号176番から181番、241番を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(15番委員、入室)

続きまして28番さんの関係をお願いしたいと思います。

(28番委員、退室)

番号182番について採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(28番委員、入室)

議長 続きまして議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 はい、79ページからになります。

議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記) 以上です。

議長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので採決のほうに入らせていただきます。

議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を採決いたします。9番を除いて採決をしたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

続いて27番さん。

(27番委員、退室)

続きまして番号9番について採決をいたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(27番委員、入室)

議長 続きまして6番の報告事項に入らせていただきます。賃貸借の解約について、農地法施行規則第32条第1項の届出について、は報告事項でございますので

後程見ていただければ結構かな、というふうに思います。よろしくお願いいたします。

報告事項で何か事務局でありますか。

事務局

ありません。

議長

皆さんの方で、報告事項で何かございますでしょうか。(沈黙) ないようですので7番のその他に入らせていただきます。(ちょっと、との声あり)
えっ。

26番委員 先程の採決ですけども、27番の採決だったように聞きましたけど。27番のってありますか。

議長

27番委員さんが27番ですけども、番号9番について採決はいたしました。

26番委員 番号9番の議案についてってことですか。はい、解りました。ちょっと紛らわしいんで。

議長

番号を言っちゃいまして、申し訳ありません。

議長

それではその他のほうに入らせていただきます。

(1) 番、定例会の日程について。4月の定例会ですが、4月の10日、月曜日の午後3時より、場所はこの大山町役場大山支所にて開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長

続きまして(2) 番の農地の課税軽減措置について、を事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

【その他】

・農地の課税軽減措置について。

議長

はい、ありがとうございます。農地の軽減措置についての説明が終わりました。ご了解いただけますでしょうか。

議長

次に(3) 番の非農地通知について、を事務局の説明をお願いします。

事務局

【その他】

・非農地通知について。

議長

はい、ありがとうございました。非農地通知についての説明が終わりました。4月の定例会で審議いただくということで進めたいと思います。

議長

続きまして(4) 番の農業委員、農地利用最適化推進委員の公募について、を事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

【その他】

- ・農業委員、農地利用最適化推進委員の公募について。

議長

はい、ありがとうございます。4月に入りましたら1ヶ月間くらい公募するというふうに計画をしておりますので、一つご協力の程をよろしくお願いしたいと思います。

(17番委員、16時40分退室)

議長

続きまして、(5)番のその他でございますが事務局の方で。

事務局

【その他】

- ・大規模耕作者の貸借解約事案の発生について(状況報告)。

議長

はい、ありがとうございます。状況報告がありました。今後また皆様のご協力をお願いしたいというふうに思います。

その他で、皆様の方で何かございますでしょうか。(沈黙)

そういたしますと、3月の大山町定例農業委員会を、これにて閉会といたします。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会長

中川 幸應

議事録署名委員

原 祥二郎

議事録署名委員

伊澤 卓司

: 備考

上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。